

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年5月31日
【事業年度】	第7期（自 2022年3月1日 至 2023年2月28日）
【会社名】	ベースフード株式会社
【英訳名】	BASE FOOD, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 橋本 舜
【本店の所在の場所】	東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
【電話番号】	03-6416-8905
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 山本 陽介
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒五丁目25番2号
【電話番号】	03-6416-8905
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 山本 陽介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	2019年2月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月
売上高 (千円)	166,320	423,150	1,522,536	5,545,758	9,857,651
経常損失() (千円)	156,065	427,256	158,052	460,985	995,237
当期純損失() (千円)	164,657	465,232	163,580	463,071	1,008,413
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	111,660	298,495	100,000	100,000	1,102,100
発行済株式総数 (株)	331	410	470,865	481,466	50,869,700
普通株式	255	255	255,000	255,000	50,869,700
A種優先株式	46	46	46,000	46,000	-
B種優先株式	30	30	30,000	30,000	-
C種優先株式	-	79	79,000	79,000	-
D種優先株式	-	-	60,865	60,865	-
E種優先株式	-	-	-	10,601	-
純資産額 (千円)	1,417	90,144	133,281	643,034	1,638,822
総資産額 (千円)	109,862	93,407	500,488	1,588,760	3,609,777
1株当たり純資産額 (円)	775,223.78	2,599,664.62	32.44	54.59	33.09
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純損失() (円)	645,716.38	1,824,440.84	6.41	18.56	25.44
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	0.1	96.5	26.6	40.4	45.4
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	102,653	373,071	732,916
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	11,558	46,117	265,404
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	379,029	966,419	2,457,923
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	289,773	837,005	2,296,608
従業員数 (人)	11	16	15	37	108
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(0)	(19)	(74)
回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期

決算年月	2019年 2月	2020年 2月	2021年 2月	2022年 2月	2023年 2月
株主総利回り (%)	-	-	-	-	-
(比較指標 : -) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	824
最低株価 (円)	-	-	-	-	318

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第3期及び第4期の消費税等の会計処理は税込方式によっております。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。
 4. 当社は、2020年4月8日付で株式1株につき1,000株の株式分割を、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()を算定しております。
 5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 6. 第3期から第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 7. 自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 8. 第3期から第6期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第7期は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 9. 第5期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますが、第3期及び第4期のキャッシュ・フロー計算書は作成しておりませんので、第3期及び第4期のキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 11. 第3期から第6期においては、新規ユーザー獲得や認知度向上を目的としたオンライン広告を積極的に実施したこと等により経常損失及び当期純損失を計上しております。また、第7期も同様にオンライン広告を実施したことに加え、TVCMによるプロモーション活動を積極的に行ったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。なお、同様の理由により営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
 12. 第5期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第3期及び第4期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
 13. 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
 14. 2022年11月15日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第3期から第7期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
 15. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2022年11月15日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
 16. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事業の変遷
2016年4月	東京都世田谷区にベースフード㈱を設立
2016年10月	完全栄養(注1)のパスタ「BASE PASTA」のクラウドファンディングを開始
2017年2月	完全栄養のパスタ「BASE PASTA」を他社EC(Amazon)において発売開始
2017年5月	BASE PASTAを自社ECにおいて発売開始
2017年8月	本社を東京都目黒区に移転
2017年10月	「BASE PASTA」がグッドデザイン賞を受賞
2018年6月	本社を東京都目黒区内で移転
2018年8月	米国での商品販売を目的にBASE FOOD, U.S., Inc. を設立(2020年5月8日清算終了)
2019年3月	完全栄養のパン「BASE BREAD」を発売開始
2020年11月	BASE BREADを薬局にて店頭販売開始
2021年1月	BASE BREADを都内のジムにて販売開始
2021年3月	BASE BREADを関東のコンビニエンスストアにて販売開始
2021年6月	完全栄養のクッキー「BASE Cookies」を発売開始
2021年7月	神奈川県座間市に自社倉庫を開設
2021年10月	BASE BREAD及びBASE Cookiesを中部・関西地方のコンビニエンスストアにて販売開始
2021年12月	京都府向日市に自社倉庫を開設
2022年2月	当社初のTVCMを福岡にて放送開始
2022年2月	月間定期購入者数(注2)10万人を突破
2022年3月	オンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo(ベースフードラボ)」のアプリをリリース
2022年6月	シリーズ累計販売数5,000万袋を達成
2022年11月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2023年2月	完全栄養の料理「BASE FOOD Deliシリーズ」の発売開始
2023年3月	シリーズ累計販売数1億袋を達成

- (注) 1. 1食(BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋)で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム・熱量を除いたすべての栄養素で、1日分の基準値の1/3以上を含む
2. 自社ECでのサブスクリプション(定期購入)販売において、継続コースを契約している会員数

3【事業の内容】

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに」というミッションのもと、特に栄養に関する課題を解決するため、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指し、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズ（「BASE PASTA」・「BASE BREAD」・「BASE Cookies」・「BASE FOOD Deli」）の開発と販売を行なっております。なお、商品製造については、外部業者に委託しております。

栄養バランスのとれた食生活を実践するには、栄養や食事の正しい知識や、それを実践する時間の余裕が必要となります。しかし、1980年には614万世帯（注1）であった共働き世帯数が2020年には1,240万世帯（注2）に増加しており、仕事や家事、育児などで忙しいために食生活に気を配る余裕がなく、調理に手間をかけない人（注3）も増加しております。“食”に掛ける時間の減少の結果、生活習慣病リスクは増大し、社会保障給付費は1980年度の24.9兆円（注4）から2020年度には126.8兆円（注5）まで増加するという社会問題につながっております。当社が開発するBASE FOODシリーズは、低脂質、低糖質、低塩分で、たんぱく質、食物繊維、ビタミン、ミネラルなど1日に必要な33種類の栄養素が含まれ、1食で1日に必要な栄養素の1/3がバランスよくとれる完全栄養の主食を中心とした商品であり、栄養バランスの良い食事を通じて健康寿命を延ばすことで日本の社会問題を解決しようと考えております。

健康でありたいという人間の根源的な欲求を背景に、BASE FOODシリーズは2017年2月の販売開始から累計1億袋販売（2023年3月時点）を達成しました。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう現代においては人々の健康への意識は一層高まり、栄養バランスの取れた食生活へのニーズも益々高まっていると考えております。

また、消費者の食に関する志向（現在の食の志向）としては「健康志向」「経済性志向」「簡便化志向」が3大志向（注6）とされており、当社の商品コンセプトともマッチしていると考えております。

- （注）1．総務省統計局「労働力調査特別調査」
- 2．総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」
- 3．東京ガス都市生活研究所「生活定点観測レポート2020」
- 4．国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度社会保障費用統計」
- 5．厚生労働省推計（予算ベース）
- 6．株式会社日本政策金融公庫「消費者動向調査（令和4年7月調査）」

当社の商品の原材料は小麦のふすま、米糠、大豆、もち米、真昆布、チアシードなど植物性の自然食材を原材料として主に使用しております。小麦のふすまや米糠などは本来多くが廃棄されており、これらを原材料として商品にすることでフードロスの削減に大きく貢献できると考えております。また、当社商品に含まれるたんぱく質は、植物性たんぱく質であり、生産の過程で温室効果ガスを排出し環境問題に悪影響を及ぼす動物性たんぱく質の代替としてもSDGsやESGへの貢献が期待されております。

当社は販売開始時より、自社ECにおいては卸などを介さず顧客に直接販売を行うD2C（ダイレクト・トゥ・コンシューマ）モデルでの販売を続けております。また、定期購入者向けのオンラインコミュニティ「BASE FOOD Labo」のアプリをリリースしており、顧客がコミュニティ内でアレンジレシピの共有、商品開発や改善、新商品に関する意見の投稿など、情報交換ができる場を提供しております。なお、2023年2月時点で、「BASE FOOD Labo」のユーザー数は29,000人以上となっております。これにより、顧客からのフィードバックをタイムリーに受け取る事が可能となり、かかるフィードバックや購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティングおよびサービスの改善を行なっており、商品リリース後においても味の改善・バージョンアップを繰り返すことで「かんたん・おいしい・からだにいい」を追求しております。

当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていませんが、当社が販売する商品は次のとおりであります。

1. 取扱い商品

商品ラインナップは次のとおりであります。

(2023年2月末時点)

商品名	発売開始年月日	商品の特色等
BASE PASTA	2017年2月	完全栄養のパスタ。小麦の全粒粉やチアシードなどをベースに、1～2分でゆで上がる風味豊かな生パスタ。フェットチーネ、アジアンの2種類を展開
BASE BREAD	2019年3月	完全栄養のパン。合成着色料・合成保存料不使用で約1ヶ月の賞味期限のあるロングライフパン。プレーン、チョコレート、カレー、シナモン、メープル、ミニ食パン・プレーンの6種類を展開
BASE Cookies	2021年6月	完全栄養のクッキー。安全で栄養バランスの良いお菓子。ココア、アールグレイ、抹茶、ココナッツ、さつまいもの5種のフレーバーを展開
BASE FOOD Deli	2023年2月	完全栄養の料理。調理済みですぐに食べることのできる「料理」。2023年2月に冷凍パスタ「BASE PASTA ポロネーゼ」を発売

2. 事業モデル

当社は顧客に対し、主に自社ECでの直接販売、他社ECを経由してのセット販売、卸販売の3つのチャネルで当社商品を販売しております。それぞれの販売チャネルの特性を活かしながら、当社および当社商品に対する認知および顧客の商品体験の拡大・定着を図っております。

(1) 自社EC

当社ホームページを経由した自社ECにおいて商品の販売を行っております。インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売します。自社ECにおける注文の約98%（2023年2月期）は、4週間に1回の頻度で顧客が定期的に購入し配送されるサブスクリプションモデル（定期購入）となっております。サブスクリプションモデルを採用することで、精度の高い需要予測が可能になり、生産や売上の安定性を確保することが可能となります。また、顧客には、定期的にBASE FOODが自宅に届くことで、栄養バランスの良い食事を継続的にとることができる、何を食べるか悩む時間を削減できる、買い物の手間が省ける、といった付加価値を提供しております。

当チャネルにおける主な収益構造は、サブスクリプション会員による定期購入であります。サブスクリプション会員数の拡大、顧客継続率増加を目的として、オンライン広告やTVCMなどのプロモーション活動や商品開発を積極的に実施しております。

なお、2023年2月時点でのサブスクリプション会員数は16.3万人、顧客継続率は93.3%（注1）となっております。

（注）1. 顧客継続率は $1 - (\text{当月解約者} / \text{前月定期購入者})$ で算出

(2) 他社EC

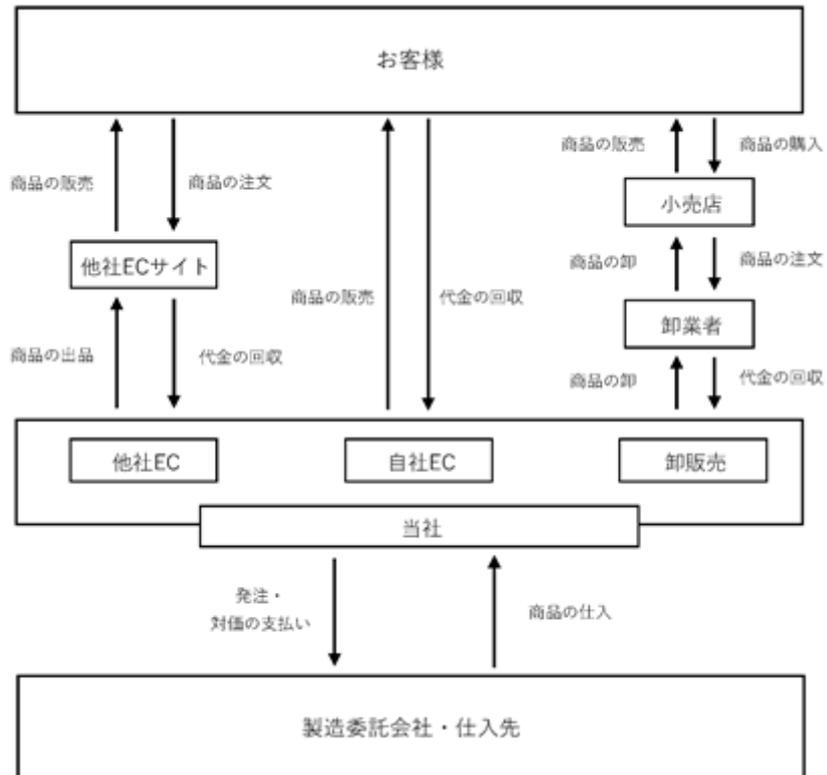
Amazon、楽天市場及びYahoo!ショッピングなどのECプラットフォームに商品を出品し、複数の商品をセットにして販売を行っております。当社ホームページに訪れたことのない顧客もこれらのプラットフォームに訪問した際に、当社商品を発見し購入することが出来るため、当社商品の認知および商品体験の拡大に繋がります。なお、2022年5月より香港での「BASE BREAD」の販売を現地の他社ECプラットフォームであるHKTV Mallを経由して開始しております。

(3) 卸販売

卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア、スポーツジムで「BASE BREAD」および「BASE Cookies」を販売しております。顧客は全国の実店舗で買いたい時に1袋から手軽に購入することができるようになっております。実店舗での販売を行うことで、オンラインでリーチできなかった顧客に対して、オフラインでの当社商品の認知および商品体験の拡大を行っております。なお、2023年2月時点での展開実店舗数は、34,795店舗となっております。

〔事業系統図〕

当社の事業系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
108 (74)	36.6	1.2	8,665

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()は外数で記載しており、臨時従業員の年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は正社員、契約社員のみで算出しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社は、完全栄養食事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
6. 当期中において従業員が71人増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに」というミッションのもと、「かんたん・おいしい・からだにいい」のすべてをかなえる、主食を中心としたBASE FOODシリーズを開発・販売しております。さらに、「人生を楽しみ尽くす基盤のある世界に。」というビジョンを掲げ、完全栄養食を開発し提供する会社として、1食に必要な栄養素を全てとれる、バランスのとれた食事をたのしみながら、誰もが健康でいられる社会の実現を目指しております。

(2) 経営戦略等

ミッションである「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに」を実現するため、当社は“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指してBASE FOODシリーズの開発と販売を行っております。当社はR&Dを強化することで新商品開発および商品改善を継続して行うことでより美味しい商品をより多く販売することで顧客数の拡大と商品購入の継続率を高めてまいります。商品開発においては、自社ECで採用しているD2Cモデルにより、当社が直接顧客からのフィードバックや購買情報を得られるようになっており、これらの情報を基に顧客が求めている商品の開発・改善を行う体制を整えております。

現在は「BASE PASTA」「BASE BREAD」「BASE Cookies」「BASE FOOD Deli」を主に自社EC、他社EC、卸販売というチャンネルで販売しております。自社ECにおける注文の約98%（2023年2月期）は定期購入によるもので、売上の安定性を確保すると同時に、顧客には継続的に健康的な食事をとる習慣を提供することができており、これにより高い顧客継続率を維持することが可能となっております。自社ECのみならず他社ECおよび卸販売といったリテールチャンネルを活用した販売体制によって、自社ECから商品を購入しない顧客との当社商品の最初の接点となり、最終的には自社ECで定期購入をする顧客のさらなる獲得につなげられていることを顧客からのアンケート回答からも確認できております（注1）。卸チャンネルにおいては特に一袋単位での販売を行なっているため、顧客が気軽に購入し商品体験をする場としての役割を果たしていることに加え、自社EC定期購入をしている顧客も外出時や定期購入の追加として購入する場としての役割も果たしております。このように各販売チャンネルは相互に送客を行う体制が構築できております。

（注）1．定期購入者の初回購入時に実施するアンケートにおける「過去にベースフード商品を購入したことがありますか？」という質問の回答選択肢より「Amazon」、「コンビニエンスストア」等の他のチャンネルを選択する顧客の存在を確認しております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標等

当社のミッションの実現及び継続的な企業価値向上を達成するために、売上高、売上高成長率、限界利益率（注1）を経営上の重要な経営指標としております。限界利益率を高めることで、「商品拡充と商品改善のための研究開発及び研究開発人員の採用活動」や「認知拡大のためのマーケティング活動」など、売上高を継続的に成長させるための施策の自由度を高めることが可能となるため当該指標を経営の重要指標としております。

また、売上高を構成する要素の中においては、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）、解約率、平均購買単価及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数について、主要な経営指標として考えております。

（注）1．限界利益（売上高より、商品の製造から顧客の元に届くまでの費用を控除した金額）を売上高で除いて算出。

(4) 経営環境

当社の事業は、健康を求めるという確実なトレンドをもとに、創業来堅調に売上を伸ばしております。栄養や健康的な食事に関する課題は多くの方が抱える共通の課題であり、健康的でおいしい食事をしたいというニーズは非常に大きく、近年では健康食の市場規模が成長していることもその証左として捉えることが出来ます。当社は「おいしい・かんたん・からだにいい」商品を開発し販売することで、食事に関する健康と美味しさのトレードオフを解消します。

当社の販売する商品は、それぞれ麺・パスタ：約11,300億円（注1）、パン：約15,800億円（注2）、Savory（スナック類）：約10,500億円（注3）の国内市場に位置しており、その規模は2021年時点の合計で約37,600億円（注4）と非常に大きな規模となっております。さらに、2023年2月に新たに中食のカテゴリの商品の販売を開始し、中食の約24,200億円（注5）の市場規模を含めると市場規模の総額は約62,600億円にのぼります。他商品の例として、2019年度の無糖茶飲料市場において特定保健用食品および機能性表示食品の許可を受けている茶系飲料が占める割合（注6）は約13%あり、当該割合をプレミアム価格（高価格）で、従来からの必需品より健康的な商品購入を求めると考えられる人口割合と捉え、当社が対象とする市場においても同様の割合のニーズがあると考えており、当社のコアターゲットとなる市場規模は国内市場規模である約62,600億円に13%を掛けて約8,100億円と推計しております。

2020年以降の新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、消費者の健康に対する意識の高まりとともに、健康的な食事をする事への意識も高まっており、このトレンドは一層顕著なものとなっております。また、食品をオンラインで購入するという消費活動も一般化してきており、食品、飲料、酒類のEC化率（全ての商取引金額（商取引市場規模）に対する、電子商取引市場規模の割合）も2019年の2.89%から2020年の3.31%、2021年の3.77%（注7）と高まっており、今後も当社のコアターゲットとなる市場規模は拡大していくものと考えております。

- （注）1 . Euromonitor International Ltd.のStaple Foods in Japanレポート（as of Oct 2021）より、日本におけるNoodles及びPastaのRetail Value RSPの2021年の値を掲載
- 2 . 矢野経済研究所「<2021年版>パン市場の展望と戦略」
- 3 . Euromonitor International Ltd.のSnacks in Japanレポート（as of Aug 2022）より、Savoury Biscuits & Nuts, Seeds and Trail Mixes & Salty SnacksのそれぞれのRetail Value RSPの2021年の値を合算し掲載
- 4 . 当社の商品が属する麺・パスタ、パン、Savory（スナック類）の各市場規模（麺・パスタ、Savory（スナック類）は注1・3のEuromonitor International Ltd.の調査による各Retail Value RSP、パンは注2の矢野経済研究所による市場規模予測値）の単純合算による当社による試算値
- 5 . 清涼飲料市場における将来性および成長要因分析調査2019（富士経済）
- 6 . 経済産業省「令和3年度 電子商取引に関する市場調査 報告書」

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

商品開発および改善のスピード

当社が今後も事業成長を継続していくためには、販売するBASE FOODシリーズのラインナップの拡充及び、それぞれの商品の味について、更なるおいしさの追求が必要不可欠であると認識しております。商品ラインナップの拡充は顧客の食事シーンにおける接点を増やし、飽きによる解約の防止及び顧客単価と継続率の向上に寄与すると認識しており、2017年の「BASE PASTA」のリリース以降「BASE BREAD（プレーン、チョコレート、シナモン、メープル、ミニ食パン・プレーン）」、「BASE Cookies（ココア、アールグレイ、抹茶、ココナッツ、さつまいも）」など、新商品の発売とそれぞれの商品の味や品質の改善を繰り返すことで事業成長を遂げてまいりました。創業より絶え間なく行ってきた開発と改善のノウハウを活かすとともに、今後はITやデジタル（AIによる配合計算や数理モデルによるシミュレーション）とテクノロジー（ディープテックやフードテック、バイオテックなどを用いたたんぱく質の食感操作、素材の味覚操作、添加物を用いない制菌等）を組み合わせた商品開発を進めるべく、多様なバックグラウンドを持つ人員の採用を強化することで商品開発と改善のスピードを速めてまいります。

販売チャネルの拡充

当社は自社EC、他社EC、卸業者を経由した小売店への卸販売という3つの販売チャネルにて商品販売を行っております。特に小売店への卸販売は、2020年よりスポーツジムやドラッグストア、コンビニエンスストアでの取扱店舗数を増やしてまいりました。小売店への卸販売の増加は、当社の売上高の拡大とともに、当社商品の認知も拡大し、ブランド力の強化にも寄与しております。取扱店舗数はまだ多くの拡大余地を残していると認識しており、人員増強等の営業体制の強化を通じて、取扱店舗数の拡大を図ってまいります。

また、2022年5月より香港の他社ECプラットフォームにおいてBASE BREADチョコレートのテスト販売を実施しており、当該テスト販売の結果も踏まえ、需要及びコストも見極めながら、展開国・地域を拡大していくことで販売チャネルの拡充も図ってまいります。

製造委託先の拡充について

当社の商品は、製造業務を外部に委託しており、製造委託先が製造した商品の品質に問題が生じた場合や、製造委託先が法令違反により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない場合等においては当社商品の供給に影響を及ぼす可能性がございます。当社の更なる事業拡大及び商品の安定的な供給には、製造拠点の分散化や他の製造委託先起用の拡充などが重要であると認識しております。今後、法令遵守及び安全・品質管理の徹底に十分留意し、製造委託先の拡充を図ってまいります。

原材料の調達および価格変動への対応

当社は商品の安定的な供給を行うために、世界情勢による原油高や原材料価格の高騰、急激な為替変動への対応が重要であると認識しております。当社商品は小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しておりますが、調達先の追加や価格の上昇が見込まれる原材料を使用しない新商品の開発等により、特定の原材料の価格高騰に影響を受けにくい体制の構築など、リスクヘッジを図ってまいります。

収益基盤の強化及び利益率の改善

当社は「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」のミッションの実現に向け、継続的な研究開発活動、販売促進活動、人材採用、グローバル展開を目的とした先行投資を行っております。今後も将来的な業績拡大のために先行投資を継続すると同時に、収益基盤の強化及び利益率の改善が必要であると認識しており、全社的な生産性改善、営業利益率の改善を行い、黒字化に向けた取り組みをすすめてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要であると認識しております。積極的な採用の継続に加えて、定期的な内部監査の実施及び監査役と内部監査部の連携を通して、事業上のリスクを十分に把握・分析し、適切に対応してまいります。

財務基盤の強化

当社は、商品開発への取り組み、また安定した事業活動を継続するために、手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係の維持が重要であると考えております。一定の内部留保の確保を継続的に行い、財務基盤の強化を図ってまいります。

2【事業等のリスク】

当社の事業活動に関するリスクにつきまして、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。また、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資判断に関連するリスクを完全に網羅するものではなく、記載された事項以外の予見できないリスクも存在します。このようなリスクが現実化した場合には、当社の事業、経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があります。

(特に重要なリスク)

商品を製造委託していることについて

当社の商品は、製造業務を外部に委託しております。当社といたしましては、製造委託開始時および年に一度の監査により製造委託先における製造に必要な許認可の有無、法令遵守状況等を確認するなど定期的に製造委託先への監査を実施しております。

しかしながら、製造委託先が製造した商品の品質に問題が生じた場合には当社も販売者責任を問われることになり、当社商品に対する顧客からの信頼やブランド価値の毀損に発展し、ひいては売上の低下につながる可能性があります。また、製造委託先が法令違反により操業の全部又は一部を停止せざるを得ない場合においては当社商品の供給に影響を及ぼす可能性がございます。さらに製造委託先の賃金の上昇などの雇用情勢の変化によって製造委託費の値上げ等があった場合にも、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

原材料等の調達・価格変動について

当社商品は、小麦全粒粉、大豆、油脂、卵等を主要な原材料として製造しております。当社は、原材料の調達や価格変動のリスクをヘッジするために、当該原材料の調達先の追加・多様化や、調達又は価格変動リスクの高い原材料を使用しない新商品の開発を進める等の対応を講じておりますが、世界情勢による燃料や原材料価格の高騰や急激な為替変動が生じ、原材料等を適正な価格で必要な量を確保することが困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

食品に関する法令について

当社商品は、一般の食品と同様に、食品表示法、食品衛生法、製造物責任法（PL法）、食品安全基本法、健康増進法などの関係法令の規制を受けております。万が一、当社がこれら法令に抵触する事象が発生した場合、行政処分の対象となり、また、商品の回収による費用負担や当社商品に対する否定的な風評が発生する可能性があり、これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

(1) 当社事業の特徴に係るリスク

特定の商品への依存等について

当社の2023年2月期の自社ECにおけるBASE FOODシリーズの販売比率（ソースの販売を除く）は「BASE BREAD」は90.3%、「BASE Cookies」は6.6%、「BASE PASTA」は3.0%と、現時点では「BASE BREAD」の占める割合が高い状態にあります。売上高構成のポートフォリオ拡充に向けて、新商品の開発を進めており、主力商品である「BASE BREAD」以外の取扱商品を含めた商品ラインナップを拡充、「BASE BREAD」カテゴリ内で複数商品を出すことで特定商品への依存の低減を図っておりますが、引き続き新商品の開発を進め商品ポートフォリオの拡充を進めてまいります。

また、健康増進を企図する食品市場は新規参入が多く、かかる新規参入者や競合他社により競争優位性の高い商品が提供されることや、消費者の嗜好の変化によっては、消費者の当社商品離れ等が生じる可能性を否定できません。そのため、新商品開発をより一層推進し、商品ラインナップの拡充、味や品質の向上を図ることが、事業基盤の安定のためには重要であると認識しております。

当社では、顧客のニーズを取り込めるような新商品の開発に注力してまいりますが、商品化までに長期間を要したり、顧客に受け入れられるような商品を提供することが出来なかった場合には、既存商品の売上に依存する状態が継続することとなり、既存商品の売上が減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の製造委託先への依存について

当社の仕入高上位3社が総仕入高に占める割合は、2023年2月期で88.7%と高く、特定の会社に製造委託をしております。当社は製造委託先との良好な関係を保つことにより、商品を安定的に供給できるよう努めております。また、製造拠点の分散化及び他の製造委託先起用の拡充など、特定の製造委託先への依存による不測のリスク軽減に努めております。

しかしながら、天災、火災、事故、製造委託先の経営状態の急変などの事情により、製造委託先における当社商品の製造能力に支障が発生した場合、当社商品の生産・供給に影響することとなり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、本書提出日時点において、当社と製造委託先との関係は良好であります。今後製造委託先が他社商品の生産を優先するなど、何らかの事情での契約解除の申し出や製造量の制限など、契約内容に変更が生じた場合には、製造委託先との安定的な取引の継続が困難になり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、商品の製造委託先との急な契約の解消や天災等による生産設備への被害など不測の事態が生じた場合には、当社商品の円滑な供給に支障を来すことが考えられ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

商品の配送の外部委託について

当社は卸売業者を経由する小売店への卸販売も一部行っておりますが、2023年2月期における当社売上高の77.0%はECチャネル（自社EC及び他社EC）を経由した販売によるものであり、かかるECチャネルを経由して購入された商品の配送業務については、外部に委託しております。商品の配送業務については、定期的に実地調査を実施しておりますが、委託先である外部業者において、業務の遅延や天災、人災、交通事故等の事態が発生した場合や契約内容の変更等により、当該外部業者からのサービスの提供の中断・停止が生じた場合には、当社商品の遅配等が発生する可能性があり、これによる当社及び当社商品に対する社会的信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、配送料金の値上げ等があった場合にも当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝費について

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、TVCMやオンライン広告等の顧客開拓を目的とした広告宣伝に係る支出が多額となっております。広告出稿先の選別や広告効果測定の結果を踏まえた広告媒体および広告表現の見直し等により、広告宣伝による顧客開拓の効率化を図っておりますが、今後、広告料金の値上げや広告宣伝効率の悪化等により、売上高の成長が鈍化した場合または広告宣伝費が増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

風評被害について

当社及び当社商品に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損や信用の失墜等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

「完全栄養」について

当社は、栄養に関する課題を解決するため、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発と販売を行っており、「完全栄養」が当社商品のイメージを確立しております。

当社においては、食品表示基準に定められる栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム・n-6系脂肪酸を除く、すべての栄養素について、1食で1日分の基準値の1/3以上を含むことを、「完全栄養」と定義し、かかる基準を満たす商品についてのみ「完全栄養」食品として販売しておりますが、競合他社においても同様の基準を満たす商品の開発・商品化が進み、市場に「完全栄養」またはそれに類する食品が多数流通するようになった場合、あるいは、他社が同様の基準に満たない商品についても「完全栄養」またはそれに類する言葉を使用して販売を展開することなどにより、「完全栄養」であることによる他社商品との差別化が困難となり、顧客への訴求力が低下し、当社商品の競争優位性が失われる可能性があります。

また、当社の商品に直接関係がない場合であっても、「完全栄養」またはそれに類する言葉を使用した他社商品等によるトラブルの発生や否定的な風評の拡散が生じることにより、「完全栄養」がいわゆるネガティブワードとして顧客等に認識されるようになることにより、当社の商品イメージが悪化する可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

サプライチェーンについて

当社は、商品を安全な状態で、迅速かつ安定的に消費者に届けるために、サプライチェーンに必要な物流体制の構築に取り組んでおります。しかしながら、小売業の店舗拡大やEC化、通信販売業態の普及による宅配物流の増加、高齢化や労働環境の悪化によるドライバー不足、不正行為の隠蔽等のガバナンス違反等によって適正なサプライチェーンが構築できなくなった場合、商品を適時適切に供給できず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自社ECでの定期購入について

当社は、当社ホームページを経由した自社ECにおいて当社商品の販売を行っており、インターネットを通じて直接購入者へ商品を販売しております。自社ECにおける顧客の当社商品の購入の多くはサブスクリプションモデル（定期購入）となっております。このため、当社の継続的な成長には、新規顧客の獲得のみならず、既存顧客の維持が重要であると考えております。

既存顧客の維持については、その継続率が非常に重要な要素であり、商品開発による更なる味や品質の向上、商品ラインナップの拡充、ユーザーの利便性の向上等の施策を通じて、顧客継続率の向上を図っております。

当社の策定する予算及び経営計画においては、過去の実績を基に算出した解約率を踏まえた顧客継続率を前提としておりますが、当社の商品やサービスの魅力の低下、競合会社に対する競争力の低下、追加機能やサポートに対する満足度の低下等により、当社の想定を大幅に下回る継続率となる可能性があります。そのような事態が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

卸販売について

当社商品は、卸業者を経由してコンビニエンスストアやドラッグストア等にて販売されております。当該小売店や卸業者とは良好な関係を構築しており、現時点において取引関係等に支障を来たす事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。

また、特定の取引先への依存度を下げるべく既存取引先の拡販及び新規取引先の開拓により、リスクの低減に努める方針であります。

しかしながら、当該取引先からの解約通知等により継続的な取引が維持されなくなった場合や、取引条件の変更が生じる場合等には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

過剰在庫及び在庫不足について

当社は、製造委託先から商品を仕入れ、顧客からの注文の都度、当社から個々の顧客、卸業者へ商品を出荷することから、取扱商品の在庫リスクが常に存在しております。過去の販売実績等に基づく需要予測と商品在庫状況等に基づき商品を発注し、当社の在庫として保有しております。しかしながら、競合他社との競争激化、消費者の需要動向等の要因により販売計画と実績との乖離が顕著に発生し、結果として商品在庫の陳腐化等により商品評価損を計上する場合や、在庫不足に陥ることによって獲得できる収益機会を逸する場合は、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制に係るリスク

特定商取引に関する法律（特定商取引法）について

当社は、主として自社ECを経由した当社商品の通信販売事業を行っており、当該事業においては、広告の表示に関する規制や誇大広告の禁止等を定めた特定商取引に関する法律の規制を受けております。そのため、当社では定期的なコンプライアンス研修を通じて、その周知徹底と遵守を図り、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、万が一、かかる法令に違反する行為があった場合には、業務停止命令などの行政処分のほか、罰則の対象となる可能性があり、またこれにより当社の社会的信用が毀損し、当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）について

当社は、当社商品のオンライン広告およびTVCM等を活用した広告宣伝活動を行っており、当該活動につき本法の規制を受けております。

自社の商品の内容や取引条件等に関して広告を行う場合に、商品の内容について、実際よりも著しく優良と誤認されるおそれのある表示をした場合（優良誤認表示）や、取引条件について、実際よりも著しく有利な取引条件だと誤認させるような表示（有利誤認表示）を行った場合には、所轄官庁である消費者庁による行政処分として、不当表示により一般消費者に与えた誤認を排除すること、再発防止策を講ずること、その違反行為を将来繰り返さないことなどの措置を講ずることなどを命ずること（措置命令）違反行為による売上額に3%を乗じた金額を課徴金として納付すること（課徴金納付命令）が規定されております。

当社の商品は、ビタミンやミネラル、たんぱく質、食物繊維など、からだに必要な栄養素がバランスよくとれる主食を中心とした食品であり、それを表現する方法として、食品表示基準に定められる栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム・熱量を除いたすべての栄養素について、1食で1日分の基準値の1/3以上を含むことを、「完全栄養」と定義し、かかる基準を満たす商品についてのみ「完全栄養」という用語を使用しております。さらに、当社は当該用語を使用する際には適切な注釈を付記して使用しておりますが、日本において「完全栄養」という言葉の定義が明確に定まっておらず、優良誤認表示等の該当性の判断基準は、行政庁に一定の裁量があるため、行政庁から当該表現又は運用の改善を指摘される可能性があります。なお、当社といたしましては、行政庁への照会を行い、適切な注釈を用いることにより、リスクの低減を図っております。

また、当社による広告宣伝活動において景品表示法に反する広告の表示があった場合には、広告表示の使用停止などの措置命令や、課徴金制度の対象となる可能性があり、これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

事業運営に係る法令について

いわゆる健康食品については、法令上の定義はなく、また、かかる健康食品一般を規制する法律もありません。しかしながら、販売者が、食品を特定疾病や身体機能への効果などを標ぼうし販売する場合には、当該食品が、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」における「医薬品」に該当する可能性があり、かかる場合には当該販売について承認及び許可を取得する必要があるなど、同法の適用を受けることとなります。そのほか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」、「個人情報保護法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「資金決済に関する法律」などの関係法令の規制を受けております。

当社としては、これらの法令を遵守するよう最善の注意と努力を行うとともに、監督官庁に対する報告及び照会・指導の要請並びに立会いの受け入れを行い、指導内容に対しては迅速に改善をすることで対応しております。また、上記を含む様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守して業務を行っていますが、これらの法令諸規則は将来において新設、変更、廃止される可能性があり、その内容によっては、当社の商品やサービスの提供が制限される、法令遵守するための人的及び経済的コストが増加する、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要になる等、当社の事業運営の変更を余儀なくされる又は困難になる可能性があります。これにより当社の事業及び業績に影響が生じる可能性があります。

(3) 事業環境に係るリスク

競争激化によるリスクについて

当社は、完全栄養の主食を中心とするBASE FOODシリーズの開発と販売を行っており、食品開発分野の専門家、シェフおよび管理栄養士などのアドバイザーの助言、また、商品を購入した顧客からのフィードバックや購入情報を基に商品の改良、研究開発及び開発体制の強化を続けることで今後も商品の改善に努める方針です。

しかしながら、新規参入者を含めた競争激化、競合会社の優位的な新商品の投入や競合会社同士の戦略的提携といったことが発生した場合、当社商品の競争力が低下する可能性があり、当社が市場優位性を確保できない場合や、価格競争や供給過剰により商品価格が下落し、または利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

消費者の嗜好に対応できないリスクについて

当社が属する完全栄養食事業の市場環境においては、消費者の嗜好が多様で、目まぐるしく変化し、そのスピードは日々増しております。そのため、消費者の嗜好にあわせた魅力的な商品を適時に提供するための商品開発が求められます。当社は、消費者の嗜好の変化を敏感に予測して、嗜好にあった魅力的な商品の研究開発に努めております。

しかしながら、当社の予測の範囲を超える種々の市場環境や技術環境の変化等により消費者の嗜好に重大な変化が生じた結果、当社が消費者の嗜好を的確に把握し、対応することができない場合があります。その場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

国内景気の動向及び人口減少等によるリスクについて

当社は、海外に向けて市場の拡大を検討しておりますが、現時点では国内での商品販売が中心となっております。

そのため、今後の国内景気の動向、消費意欲の減退、日本国内での人口減少、少子高齢化によって想定以上に国内での販売量が減少した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に係るリスクについて

当社は、自社商品に関して保有する商標権等の知的財産権について、知的財産管理規程を制定し、適切な保護及び管理を行っております。また、当社が販売する商品及びその広告内容が、第三者の知的財産権を侵害することがないように留意し、監視・管理を行っております。

今後不測の事態によって、第三者から知的財産権の侵害を理由とするクレームや訴訟が提起される可能性、または、当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性や、当社が申請した知的財産権が認可されない可能性もあります。そのような事態が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報流出によるリスクについて

当社は、事業遂行に関連して多数の顧客の個人情報等を有しており、個人情報保護規程等の社内規程を制定し、セキュリティ研修を実施することで個人情報保護及び情報セキュリティの重要性について社内に周知徹底を図り、機密保持に努めております。しかしながら、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等により、万一情報漏洩や情報流出が生じた場合や、不適切な利用が発生した場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求やその対応に係るコストの発生等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、営業上・技術上の機密情報や事業活動を通して得た取引先、製造委託先の情報等に対して、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピューターウイルスの侵入、事故等による情報流出、重要データの破壊、改ざん、システム停止等が生じた場合には、社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生やその対応に係るコストの発生等だけでなく、新たな商品開発の中止や営業上・技術上の競争優位性の喪失等を招くおそれもあり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

システムトラブルについて

当社は、当社が運営する自社ECで商品の販売を行っており、事業の安定的な運営のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、台風、津波、豪雨、洪水等の自然災害、火災、事故、停電等予期せぬ現象の発生等によって、当社設備または通信ネットワークに障害が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、国内外の他社ECに商品を出品して販売を行っております。一つのECプラットフォームに依存しない運営体制を構築しておりますが、ECプラットフォーム運営会社の運営方針変更や当該事業会社との関係悪化、規約違反による出店契約解消、ECモールシステム不良等のトラブル、ECプラットフォーム閉鎖等が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

今後の人材採用及び人材確保について

当社は小規模組織であり、現在の組織、研究開発体制および社内管理体制はかかる規模に応じたものであるところ、今後は更なる事業拡大に応じた組織整備や管理体制の充実を図る予定であり、引き続き人材採用を積極的に進めてまいります。

しかしながら、人材採用が当初の想定通りに進まなかった場合には、事業の拡大に応じた組織整備や、研究開発体制・管理体制の拡充を図ることができず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、マネジメントや技術者を含む重要な人材が競合他社等に流出した場合や、当社が想定するよりも多くの離職が生じ、新たな人材を確保できない場合には、当社の競争力や社会的信用が悪化し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

配当政策について

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けが5類感染症となり、経済は回復に向かいつつありますが、収束時期については未だ見通しがたっていない状況にあります。当社においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業への影響は限定的であり、現時点で顕在化している重大なリスクは認識しておりませんが、今後、更なる感染拡大等、想定を超えるような事態が発生する場合は、当社及び製造委託先の事業運営やサプライチェーンの操業の縮小ないし中断等により、商品を提供できない状況等が想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社では引き続きテレワークなどの感染症対策を継続して事業運営を進めてまいります。

税務上の繰越欠損金について

2023年2月期末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。当社の業績が順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損の要否を検討しております。将来の事業計画や市場環境の変化により、減損の兆候が認められ、減損損失を計上する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の人物への依存について

当社代表取締役である橋本舜は創業者兼代表取締役として、創業以来、商品開発や事業推進に重要な役割を担ってまいりました。当社は取締役会やその他会議体にて役員および従業員への適切な情報共有や権限委譲を進めており、同氏への依存度を低減させる様努めてまいりました。しかしながら何らかの理由により同氏による経営執行の継続が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟、係争について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社が事業活動を行う中で、顧客及び取引先等から当社商品についての不備等により、訴訟を受けた場合には、当社の社会的信用が毀損され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、コンプライアンス研修の推進等、役員及び従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。しかしながら、当社並びに役員及び従業員の法令違反等の有無にかかわらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。

個々の係争が発生する可能性を予測することはできず、また個々の係争にかかる発生時期も予測することは困難ですが、訴訟等の結果にかかわらず、多大な訴訟対応費用の発生や信用及びブランドイメージ低下等により事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、訴訟等の結果、当社の商品販売停止等の事態が生じた場合には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

資金使途について

株式上場時における公募による資金調達の用途については、主に認知度拡大・顧客獲得のための販売促進及び広告宣伝費、事業拡大に伴う人材関連費に充当する予定であります。しかしながら、急速に変化する経営環境へ柔軟に対応していくため、当初の計画に沿って調達資金を使用した場合でも、想定していた投資効果を上げられない可能性があります。また市場環境の変化により、当初の計画を変更し、調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があります。その場合には速やかに資金用途の変更について開示を行う予定であります。

ベンチャーキャピタル等による株式の所有について

2023年2月期末時点において、当社の発行済株式総数は50,869,700株であり、このうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業有限責任組合（以下、「VC等」という。）が所有している株式数は16,944,709株であり、その所有割合は約33.3%であります。

一般的にVC等による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社の株式上場後にVC等が所有する株式の全部又は一部を売却することが想定されます。その場合、短期的に株式の需給バランスの変動が生じる可能性があり、当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、今後も優秀な人材確保やその維持のために新株予約権その他のインセンティブプランを発行する可能性があります。2023年2月期末時点において発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は8.7%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

借入について

当社の事業資金の一部は金融機関からの借入により調達しています。景気の後退、金融収縮等の全般的な市況の悪化や業績悪化による信用力の低下等の要因により、当社が望む条件で適時に資金調達をできない可能性があります。また、今後、長期金利や短期金利が上昇した場合、借入コストの増加により当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションを掲げ、「栄養のインフラ」としてのBASE FOODを目指しております。

ミッションの実現に向け、研究開発活動を通じて完全栄養（注1）の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発および改善を行い、それらを主に3つのチャンネル（卸などを介さず顧客に直接販売を行う「自社EC」、他社ECプラットフォームでの販売を行う「他社EC」、コンビニエンスストアやドラッグストアなどで販売を行う「卸販売」）で販売を行っております。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも社会経済活動の制限が緩和されるなど景気は回復の兆しがみられました。しかしながら、ウクライナ情勢の問題による原材料の高騰や世界的な金融引き締めによる急激な為替の変動などの影響もあり、依然として経済は先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社はマーケティング活動や積極的な研究開発活動を継続してまいりました。マーケティング活動においては、認知拡大、顧客獲得のためのWeb広告、全国各地でのTVCMの放映、継続率向上のための「いちねんポイントバック」の施策等を実施いたしました。

研究開発活動では、商品開発の速度向上と研究開発領域の深化を目的とした人員増加により組織を強化しました。その成果として、2022年10月にBASE Cookies（ココア、アールグレイ）、2022年11月にBASE BREAD（チョコレート）のリニューアルを実施し、商品のおいしさ向上を図りました。新商品の開発につきましては、2022年5月にBASE BREAD（ミニ食パン・プレーン）の販売を開始したほか、これまでのBASE FOODシリーズ「BASE PASTA」「BASE BREAD」「BASE Cookies」に加え、2023年2月に「BASE FOOD Deli」の販売を新たに開始いたしました。このような取り組みにより「かんたん・おいしい・からだにいい」食事のラインナップを増やし、より豊かな食体験の機会を提供することで、「健康をあたりまえに」を加速させる開発活動を進めております。

ECチャンネルにおいては、積極的なプロモーション活動に加え、自社サイトの機能改善など利便性の向上を図ったことで新規購入者数の増加及び解約が抑制され、自社ECのサブスクリプション会員数は16.3万人（前事業年度末は、10.3万人）と順調に推移いたしました。他社ECにつきましては、2022年6月よりYahoo!ショッピングにて販売開始しました。また、2022年5月より香港のECモール（HKTVmall）で販売を開始し、その販売数も順調に推移しており、国内のみならず海外においてもBASE FOODシリーズの需要が拡大しております。

リテールチャンネル（卸販売）においては、コンビニエンスストアやドラッグストアなどのオフライン店舗での販売店舗が順調に推移しており、展開実店舗数は34,795店舗（前事業年度末は、9,143店舗）へと拡大いたしました。実店舗における販売は認知度向上とともに、一袋単位での手軽な購入が可能という点から、商品体験の拡大にも寄与しており、店舗での購入体験を経て商品を気に入り自社ECのサブスクリプション購入を始めるという顧客も増加しており、自社ECの購入者数の増加にもつながっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は9,857,651千円（前期比77.8%増）、営業損失は970,985千円（前事業年度の営業損失は454,212千円）、経常損失は995,237千円（前事業年度の経常損失は460,985千円）、当期純損失は1,008,413千円（前事業年度の当期純損失は463,071千円）となりました。

なお、当社は、完全栄養食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

注1：1食（BASE PASTAは1袋、BASE BREADは2袋、BASE Cookiesは4袋、BASE FOOD Deliは1袋）で、栄養素等表示基準値に基づき、他の食事で過剰摂取が懸念される脂質・飽和脂肪酸・炭水化物・ナトリウム・熱量を除いたすべての栄養素で、1日分の基準値の1/3以上を含む

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における総資産は3,609,777千円となり、前事業年度末に比べ2,021,016千円増加いたしました。これは主に、新規上場に伴う公募増資等による現金及び預金の増加1,459,603千円及び事業拡大に伴う売掛金の増加219,649千円に加え、新たにオフィスを契約し、敷金を差し入れたこと等により投資その他の資産が197,170千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は1,970,954千円となり、前事業年度末に比べ1,025,228千円増加いたしました。これは主に、運転資金を目的とした短期借入金470,000千円、いちねんポイントパックをはじめたことによる契約負債が192,856千円、事業拡大に伴い買掛金が164,257千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,638,822千円となり、前事業年度末に比べ995,787千円増加いたしました。これは、当期純損失の計上により利益剰余金は1,008,413千円減少したものの、株式上場に伴う公募増資により、資本金、資本剰余金がそれぞれ1,002,100千円増加したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ547,231千円増加し、当事業年度末には2,296,608千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は732,916千円（前事業年度は373,071千円の使用）となりました。これは主に、ポイントに係る契約負債が192,856千円増加した一方で、事業拡大を目的とした人員採用及びプロモーション活動を積極的に行ったことによる税引前当期純損失の計上1,002,726千円（前事業年度は税引前当期純損失460,985千円）等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は265,404千円（前事業年度は46,117千円の使用）となりました。これは主に、自社倉庫拡大に伴う差入保証金及び新たにオフィスを契約したことに伴う差入保証金の差入による支出211,515千円（前事業年度は差入保証金の差入による支出34,556千円）等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は2,457,923千円（前事業年度は966,419千円の獲得）となりました。これは主に、新規上場に伴う公募増資による株式の発行による収入1,987,923千円（前事業年度の株式の発行による収入は994,763千円）によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社はファブレスメーカー（ファブレスは「Fabrication facility less」の略であり、工場を所有せずに製造業としての活動を行う企業のこと）であり、生産を行っておらず、該当事項はありませんので、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供する商品・サービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
完全栄養食事業	9,857,651	177.8
合計	9,857,651	177.8

(注) 1. 当社は、完全栄養食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載はしていません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日)	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)
	金額(千円)	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	539,693	1,345,712

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。しかしながら実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による影響額については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点で同感染症による当社の事業に与える影響は限定的であることから、当社の事業への影響は軽微であると仮定して、固定資産の減損判定の会計上の見積りを行っております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態の分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(売上高)

当事業年度における売上高は9,857,651千円(前期比77.8%増)となりました。主な要因は、自社ECでの定期購入者が順調に推移したことに加え、新商品の販売やオフラインでの販売店舗の拡大を行ったことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は4,591,558千円(前期比102.1%増)となりました。主な要因は、事業規模拡大に伴い商品の仕入が増加したこと及び原材料価格の高騰によるものであります。

この結果、売上総利益は5,266,093千円(前事業年度は3,273,654千円)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

当事業年度における販売費及び一般管理費は6,237,079千円(前期比67.3%増)となりました。主な要因は、TVCMやオンライン広告へ積極的に投資を行ったこと、事業拡大のための採用を行ったことにより人件費が増加したことによるものであります。

この結果、営業損失は970,985千円(前事業年度は営業損失454,212千円)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

当事業年度における営業外収益は19,843千円、営業外費用は44,095千円となりました。主な要因は、新規上場に伴う公募増資による株式交付費及び上場関連費用の発生によるものであります。

この結果、経常損失は995,237千円(前事業年度は経常損失460,985千円)となりました。

(特別損益、当期純損失)

当事業年度において、事業拡大に伴う自社倉庫の移転による特別損失が7,489千円発生いたしました。また、法人税等合計に関しては5,687千円となりました。

この結果、当期純損失は1,008,413千円(前事業年度は当期純損失463,071千円)となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであり、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える恐れがあることを認識しております。

これらのリスク要因に対して、内外の経営環境及び事業環境に影響を及ぼす要因に留意しつつ、適時に情報を収集・分析する体制を整備し、リスクに対応可能な内部管理体制を構築するとともに必要な経営上の施策を実行することにより、経営成績に重要な影響を与える要因の発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

なお、世界情勢による燃料や原材料価格の高騰や急激な為替変動により当社の仕入高に影響が生じております。原材料等を適正な価格で必要な量を確保するために、調達先の追加や、原材料の組み合わせや製造の効率化をさらに進めるなど総合的にその対応を検討しております。

経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローについては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

当社の事業活動における資金需要のうち主なものは、事業成長に係る資金（人件費、新商品開発及び既存商品に係る研究開発費用、販売費及び一般管理費等の営業費用）、マーケティング投資であります。これらの事業活動に必要な資金については、営業活動によるキャッシュ・フローでまかなうことを基本としておりますが、必要に応じて長期資金需要に対しては株式市場、短期資金需要に対しては金融機関からの調達を実施する予定であります。

また、資金の流動性については、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は2,296,608千円であり、それに加え、複数の取引銀行と当座貸越契約を締結し、資金調達手段を確保することにより、月次で商品の需要と供給によって変動する資金需要に対応し、流動性リスクをコントロールしております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に対する経営者としての今後の方針・対策等

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、売上高、売上高成長率、限界利益率を重要な経営指標としております。また、売上高を構成する要素の中でも、自社ECにおけるサブスクリプション会員数（定期購入者数）及び卸販売における卸業者を経由した展開店舗数について、主要な経営指標として考えております。

当社は研究開発活動を通じた新商品開発および商品改善を中心に当該指標を高めてまいります。新商品開発及び商品改善は、今まで購入経験のない潜在的な顧客へのアプローチを可能にし、継続的な商品購入を促し売上高の成長につながることに加えて、商品製造の効率化により原価改善を進めます。

2023年2月期第2四半期において、「BASE BREAD ミニ食パン・プレーン」、第4四半期には「BASE FOOD Deli」の発売開始による商品ラインナップの拡充や2023年2月期第3四半期の「BASE BREAD チョコレート」のリニューアル等を実施しております。これらの新商品発売及び商品改善はプロモーション機会の創出や、卸売店舗の拡大にも寄与しており、その結果2023年2月末時点でサブスクリプション会員数（定期購入者）は16.3万人（前事業年度末比36.8%増）、展開店舗数は34,795店舗（前事業年度末比280.6%増）と順調に推移いたしました。

現時点において、これらの当該指標は堅調に推移しているものと認識しておりますが、今後も商品ラインナップの拡充や顧客からのフィードバック、購買情報をもとに商品の開発・改善、マーケティングおよびサービスの改善を図りながら、更なる収益拡大に取り組んでまいります。

重視する経営指標の推移

	2022年2月期	2023年2月期
売上高（千円）	5,545,758	9,857,651
売上高成長率（％）	264.2	77.8

売上高を構成する主要な経営指標

	2022年2月期	2023年2月期
サブスクリプション会員数（万人）（注1）	10.3	16.3
展開店舗数（店舗）（注1）	9,143	34,795

（注）1．期末日時点

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社は、「かんたん・おいしい・からだにいい」をコンセプトに、生活者にあった価値ある「完全栄養の主食」の提供を目的として研究開発に取り組んでおります。

当社の研究開発体制は、研究開発担当者により実施され、マーケティング活動により取得した顧客からのフィードバックやニーズ、外部の食品開発分野の専門家、シェフおよび管理栄養士などのアドバイザーの助言を基に研究開発に努めております。

当事業年度における研究開発担当者は、27名であり、研究開発費は、総額296,702千円となっております。

なお、当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は65,138千円であり、主なものは、事業拡大に伴いオフィスを移転したことによる支出40,315千円、また、同様の理由によるPC購入等によるものであります。

加えて、自社倉庫における作業の効率化を目的として、23,348千円の支出を行っております。

なお、重要な設備の除却は自社倉庫の退去に伴い、7,489千円の支出を行っております。

また、当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の設備投資等の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

2023年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	機械及び装置 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	本社事務所	-	-	846	846	9 (7)
食品開発ラボ (東京都渋谷区)	開発事務所	35,441	1,600	8,608	45,649	79 (35)
座間配送センター (神奈川県座間市)	倉庫	21,513	6,901	2,195	30,609	18 (56)
京都配送センター (京都府向日市)	倉庫	749	-	1,278	2,028	2 (40)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社建物は賃借しております。年間賃借料は3,840千円であります。

3. 食品開発ラボは賃借しております。年間賃借料は38,585千円であります。なお、食品開発ラボは2022年6月に文京区から渋谷区へ移転しております。

4. 座間配送センターは賃借しております。年間賃借料は121,416千円であります。

5. 京都配送センターは賃借しております。年間賃借料は23,007千円であります。

6. 当社の事業は、完全栄養食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7. 従業員数の()は臨時雇用人員数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	192,586,400
計	192,586,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年2月28日)	提出日現在発行数 (株) (2023年5月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	50,869,700	50,869,700	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	50,869,700	50,869,700	-	-

(注) 1. 当社株式は2022年11月15日付で、東証証券取引所グロース市場に上場いたしました。これに伴い、2022年11月14日付を払込期日とするブックビルディング方式による募集により、発行済株式総数が2,723,100株増加しております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2023年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年11月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5
新株予約権の数(個)	7(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 700,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2020年11月30日 至 2028年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100,000株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件（5）」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対

し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 6 . 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第2回新株予約権
決議年月日	2019年11月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 4(注)6
新株予約権の数(個)	3(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 300,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2021年11月5日 至 2029年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100,000株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3．新株予約権の行使の条件（5）」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 6．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員3名となっております。

- 7．2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第4回新株予約権
決議年月日	2020年3月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 12(注)6
新株予約権の数(個)	15,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,500,000(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24(注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2022年4月9日 至 2030年3月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24 資本組入額 12(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3．新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 6．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員10名となっております。

- 7．2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第 5 回新株予約権
決議年月日	2021年 2 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 9
新株予約権の数（個）	5,826（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 582,600（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	28（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年 2 月27日 至 2031年 2 月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 28 資本組入額 14（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2023年 2 月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年 4 月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3．新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 6．2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第 6 回新株予約権
決議年月日	2021年 2 月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役 1
新株予約権の数（個）	1,413（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 141,300（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）	28（注）3、7
新株予約権の行使期間	自 2021年 3 月 1 日 至 2031年 2 月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 29 資本組入額 15（注）7
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2023年 2 月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年 4 月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき48円で有償発行しております。
 2. 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100株であります。
 ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主總會その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「4. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第7回新株予約権
決議年月日	2021年5月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7
新株予約権の数(個)	4,239(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 423,900(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	31(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2023年5月31日 至 2031年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 31 資本組入額 16(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4．会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3．新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 6．2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第 8 回新株予約権
決議年月日	2022年 1 月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 29
新株予約権の数（個）	10,590（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 1,059,000（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	384（注）2、6
新株予約権の行使期間	自 2024年 1 月18日 至 2032年 1 月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 384 資本組入額 192（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2023年 2 月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2023年 4 月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1．新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、100株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3．新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後 6 ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1 新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定（以下、「買収決定」という。）が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 会社の買取につき、法令上または定款上必要な会社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買取時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

	第9回新株予約権
決議年月日	2022年1月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1
新株予約権の数(個)	471(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 47,100(注)2、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	384(注)3、7
新株予約権の行使期間	自 2022年1月19日 至 2032年1月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196(注)7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき669円で有償発行しております。
 2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100株であります。
 ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整されるものとします。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとします。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主總會その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「4. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払不能若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

7. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第3回新株予約権
決議年月日	2019年10月31日
新株予約権の数(個)	1(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	22(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 2019年11月6日 至 2029年11月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 22 資本組入額 11(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、株主総会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、100,000株であります。

ただし、新株予約権を割り当てる日後に、株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割又は併合の比率

ただし、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、募集株式の発行又は処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。なお、これらの調整は、新株予約権のうち当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 本新株予約権の行使は、本新株予約権者が生存していることを条件とし、新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権は相続されず本新株予約権を行使することができない。ただし、当社が特に認めた場合には、その限りではない。
- (3) 本新株予約権の行使は、新株予約権者は、当社の株式が国内の金融商品取引所への上場がなされ、かつ、当該上場がなされた日後6ヶ月を経過しない限り、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合にはこの限りではない。
- (4) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (5) 本新株予約権者は、当社の買収について、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定(以下、「買収決定」という。)が行われ、さらに当該買収決定と同時にまたは当該買

収決定から10日以内に当社が本新株予約権の行使を認めた場合には、その日以降、当社が本新株予約権の行使を認めた期間に限り、当社が行使を認めた数の本新株予約権を行使できるものとする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社の買収につき、法令上または定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議または決定が行われた場合で、「3. 新株予約権の行使の条件(5)」に基づく買収時行使決定がなされなかった場合。
- (2) 本新株予約権者が、当社または当社の子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他の継続的な契約関係の地位のいずれの身分をも喪失した場合。
- (3) 本新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (4) 本新株予約権者が当社又は当社の子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競合した場合。ただし、当社の書面による事前の承諾を得た場合には、その限りではない。
- (5) 新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社又は当社の子会社の信用を損ねた場合。
- (6) 新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、または租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (7) 新株予約権者が支払停止若しくは支払停止若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (8) 新株予約権者が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の決定を受けた場合。
- (9) 本新株予約権者が解散の決議をした場合。
- (10) 新株予約権者が反社会的勢力等であること、または資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
- (11) 新株予約権者が当社または子会社の取締役もしくは監査役または従業員の身分を有する場合において、取締役もしくは監査役としての忠実義務等当社または子会社に対する義務に違反するか、自己に適用される当社または子会社の就業規則に規定する懲戒処分に該当した場合。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合において、組織再編行為の効力発行日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとする。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、新株予約権発行要領に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2018年9月14日 (注)1	B種優先株式 30	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30	50,100	111,660	50,100	105,660
2019年4月16日 (注)2	C種優先株式 3	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30 C種優先株式 3	7,095	118,755	7,095	112,755
2019年4月18日 (注)3	C種優先株式 34	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30 C種優先株式 37	80,410	199,165	80,410	193,165
2019年4月19日 (注)4	C種優先株式 42	普通株式 255 A種優先株式 46 B種優先株式 30 C種優先株式 79	99,330	298,495	99,330	292,495
2020年4月12日 (注)5	普通株式 254,745 A種優先株式 45,954 B種優先株式 29,970 C種優先株式 78,921	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000	-	298,495	-	292,495
2020年5月20日 (注)6	D種優先株式 48,306	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 48,306	153,854	452,349	153,854	446,349

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年7月31日 (注)7	D種優先株式 12,559	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	40,000	492,350	40,000	486,350
2021年2月5日 (注)8	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	392,350	100,000	-	486,350
2021年5月28日 (注)9	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	-	100,000	448,115	38,234
2021年9月3日 (注)10	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865	-	100,000	27,567	10,667

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2022年1月27日 (注)11	E種優先株式 10,601	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	500,038	600,038	500,038	510,705
2022年2月25日 (注)12	-	普通株式 255,000 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	500,038	100,000	-	510,705
2022年7月6日 (注)13	普通株式 226,466 A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	普通株式 481,466	-	100,000	-	510,705
2022年8月30日 (注)14	普通株式 47,665,134	普通株式 48,146,600	-	100,000	-	510,705
2022年11月14日 (注)15	普通株式 2,723,100	普通株式 50,869,700	1,002,100	1,102,100	1,002,100	1,512,806

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格3,340,000円 資本組入額1,670,000円
割当先 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合
2. 有償第三者割当 発行価格4,730,000円 資本組入額2,365,000円
割当先 金子裕、出村泰三
3. 有償第三者割当 発行価格4,730,000円 資本組入額2,365,000円
割当先 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、XTech1号投資事業有限責任組合
4. 有償第三者割当 発行価格4,730,000円 資本組入額2,365,000円
割当先 Rakuten Capital S.C.Sp.
5. 2020年4月8日付で実施した1株を1,000株に分割する株式分割によるものです。
6. 有償第三者割当 発行価格6,370円 資本組入額3,185円
割当先 グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、金子裕、CRAFT(株)、出村泰三、出村侃也
7. 有償第三者割当 発行価格6,370円 資本組入額3,185円
割当先 Future Food Fund 1号投資事業有限責任組合、金子裕

8. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年2月5日付で実施した無償減資（減資割合79.7%）によるものです。
9. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年5月28日付で実施したその他資本剰余金への振替によるものです。
10. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2021年9月3日付で実施したその他資本剰余金への振替によるものです。
11. 有償第三者割当 発行価格94,338円 資本組入額47,169円
割当先 THE FUND投資事業有限責任組合
12. 財務内容の健全性を維持しつつ、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を図ることを目的として、2022年2月25日付で実施した無償減資（減資割合83.3%）によるものです。
13. 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 2022年8月15日開催の取締役会決議により、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
15. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格800円
引受価額736円
資本組入額368円
払込金総額2,004,201千円

(5) 【所有者別状況】

2023年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	28	92	17	19	8,468	8,628	-
所有株式数(単元)	-	3,322	2,756	8,384	36,049	2,184	455,960	508,655	4,200
所有株式数の割合(%)	-	0.65	0.54	1.65	7.09	0.43	89.64	100	-

(注) 自己株式は、「個人その他」に13,580単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
橋本舜	東京都品川区	17,691,300	35.73
グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	7,390,000	14.92
Rakuten Capital S.C.Sp. (常任代理人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	2 rue du Fossé, L-1536 Luxembourg, Grand-Duchy of Luxembourg (東京都千代田区大手町1丁目9-2)	3,487,400	7.04
グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町10番11号	2,607,000	5.26
XTech1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲1丁目5番20号	1,743,700	3.52
金子裕 (常任代理人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	シンガポール共和国 (東京都千代田区大手町1丁目9-2)	1,503,600	3.03
齋藤竜太	東京都品川区	1,191,300	2.40
島田孝文	東京都文京区	1,191,300	2.40
山本陽介	埼玉県さいたま市浦和区	1,191,300	2.40
THE FUND投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	1,060,100	2.14
計	-	39,057,000	78.84

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,358,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,507,500	495,075	同上
単元未満株式	普通株式 4,200	-	-
発行済株式総数	50,869,700	-	-
総株主の議決権	-	495,075	-

【自己株式等】

2023年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ベースフード株式会社	東京都目黒区中目黒 五丁目25番2号	1,358,000	-	1,358,000	2.67
計	-	1,358,000	-	1,358,000	2.67

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年6月21日)での決議状況 (取得期間 2022年7月6日)	A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	-
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	-
残存授權株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 2022年6月21日開催の取締役会において、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、同日付で消却しております。なお、当社は、2022年7月7日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式 46,000 B種優先株式 30,000 C種優先株式 79,000 D種優先株式 60,865 E種優先株式 10,601	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,358,000	-	1,358,000	-

(注) 2022年6月21日開催の取締役会決議に基づき、自己株式として取得した当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式の全てを2022年7月6日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、将来の事業の継続的発展や経営基盤の長期安定に向けた財務体制の強化に係わる内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、利益配当を行っていく方針であり、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

今後は、業績の推移や財務状況、将来的な事業・投資計画等の成長戦略などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

また、内部留保資金につきましては、収益力強化や事業基盤整備のための投資や今後の成長に資する人員の採用等に有効活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当に関する決定機関を、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会として定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに」というミッションの実現のため、また継続的な企業価値の向上及び事業の継続的な成長のためには、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築が不可欠であり、そのためには、経営の透明性、効率性、健全性を確保し、日常的に強化させていく必要があると認識しております。

今後においても、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a 企業統治の体制の概要

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。

また、経営上の重要課題については、経営会議にて審議され、取締役会に付議されております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、3名（うち社外取締役1名）で構成され、経営の重要事項並びに法令または定款で定められた事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。社外監査役は、それぞれ弁護士、公認会計士であり、それぞれの知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見表明を行っております。監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・監査法人からの報告收受などを通して、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査しております。監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役会では情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(c) 経営会議

経営会議は、業務執行の推進を目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、その他代表取締役が指名する者で構成され、原則として月1回で開催しております。経営会議では、各部門の業務執行を含む全社的な情報共有や全社的なリスク管理、コンプライアンス事案の共有、再発防止策の検討等をする機関としての役割を果たすとともに、当社の組織、運営、その他の経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(e) 取締役会、監査役会、経営会議の構成員

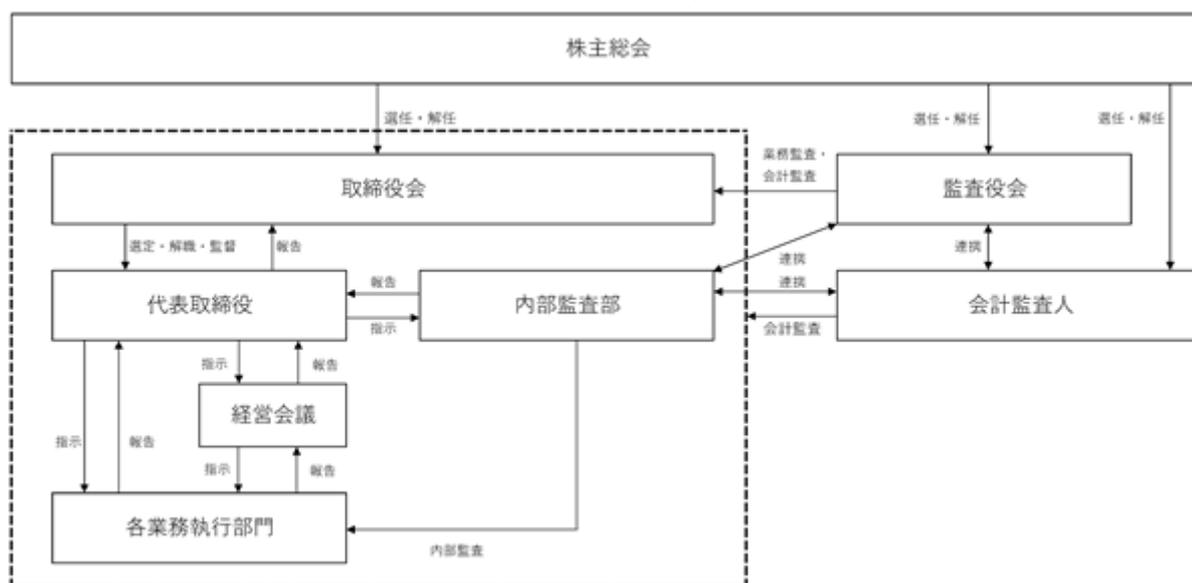
構成員は次のとおりです。(は機関の議長、 は構成員、 は構成員以外の出席者を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議
代表取締役	橋本 舜		-	
取締役	齋藤 竜太		-	
社外取締役	田中 宏隆		-	-
常勤監査役	小川 英樹			
社外監査役	長瀬 大樹			-
社外監査役	永井 公成			-

b 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・健全性の確保、経営環境の変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。業務執行に対しては、取締役会による監督と監査役会による監査を行っております。また、社外取締役（1名）及び社外監査役（2名）は、客観的、中立的な立場からの助言・提言を行い、監視・監督機能の強化を図っております。

当社の企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を以下のとおり定めております。

(a) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア．当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役および使用人に啓蒙する。
- イ．コンプライアンス違反に対し、当社の取締役、監査役、および使用人等、当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- ウ．内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令および定款の遵守体制に関する監査を行ない、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア．取締役の職務執行に関する情報は、法令ならびに取締役会規程および文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- イ．当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存および管理する体制を整備し、運用する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア．当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価および対応は、経営会議が推進する。
- イ．当社は、経営会議において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ウ．内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア．定款および取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。
- イ．取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告および協議を行う。
- ウ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、および稟議規程を制定し、適正に運用する。
- エ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、本部長、部長および常勤監査役から構成される経営会議において協議、報告を行う。経営会議は、原則として隔週1回、その他必要に応じて随時開催する。
- (e) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア．監査役は、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- イ．監査役は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- ウ．補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。
- (f) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア．監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。
- イ．監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。
- ウ．監査役は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する経営管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
- エ．内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報を受けた際には、通報内容および状況を直ちに監査役に報告を行う。
- オ．内部監査担当者は、監査役に対しその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役は必要に応じて調査を求める。
- カ．監査役は取締役と協議し、監査役に報告を行った者または内部通報制度における通報を行った者が、当該報告または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- キ．各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するために監査役会を設置する。
- (g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア．監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- イ．監査役は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役および監査役会に報告する。
- ウ．監査役会は、会計監査人との十分な連携を図る。
- エ．監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急または臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払または償還を受けることができる。
- オ．監査役は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。

- (h) 反社会的勢力との関係遮断に向けた基本的な考え方

- ア．反社会的勢力とは関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、弁護士および警察等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- イ．取引先と契約を締結する際には、当該取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを確認を行う。
- ウ．取引先と契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

b リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスク管理規程」を定めており、経営会議を中心にリスク管理体制を構築しております。リスクの分析や予防対策の検討などを進めるほか、必要に応じて役職員に対する研修の実施、マニュアルの制定などを行っております。また、法務上の問題については、弁護士等と顧問契約を締結し、必要に応じて助言及び指導等を受け、適切な対応を行なえる体制となっております。

c 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、取締役会の決議によって会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

e 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「本保険契約」という。）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、本保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を本保険契約により填補することとしております。

なお、本保険契約の保険料は全額当社が負担しております。本保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

f 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

g 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

h 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

i 中間配当

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を遂行することを目的として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会決議により行うことができる旨を定款に定めております。

j 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の経営の機動性を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	橋本 舜	1988年 6 月11日生	2012年 4 月 ㈱ディー・エヌ・エー入社 2016年 4 月 当社代表取締役就任 (現任)	(注) 3	17,691,300
取締役	齋藤 竜太	1987年 8 月29日生	2011年 4 月 ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング㈱入社 2015年 7 月 リノベる㈱入社 2017年 4 月 当社入社 2017年 4 月 当社取締役就任 2020年11月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	1,191,300
社外取締役	田中 宏隆	1974年10月 7 日生	1998年 4 月 松下電器産業㈱ (現 パナソニック㈱) 入社 2007年 9 月 マッキンゼー・アンド・カンパニーインコーポレイテッド・ジャパン入社 2015年10月 ㈱ベイカレント・コンサルティング入社 2017年 1 月 ㈱シグマクス (現 ㈱シグマクス・ホールディングス) 入社 2020年 4 月 一般社団法人 SPACE FOODSPHERE理事 (現任) 2021年 3 月 ㈱シグマクス常務執行役員 (現任) 2022年 1 月 当社取締役就任 (現任) 2022年 3 月 クックパッド㈱社外取締役就任 (現任)	(注) 3	-
常勤監査役	小川 英樹	1977年 6 月20日生	2001年 4 月 株式会社マクニカ入社 2004年 8 月 株式会社光通信入社 2011年 4 月 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング (現 株式会社NFCホールディングス) へ転籍 2017年 8 月 株式会社ザッパラス入社 2018年10月 株式会社エスキュービズム入社 2022年 8 月 当社入社 2023年 5 月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	-
社外監査役	長瀬 大樹	1981年 6 月 8 日生	2007年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年11月 公認会計士登録 2018年 4 月 野村證券㈱公開引受部へ出向 2020年10月 長瀬大樹公認会計士事務所開設代表 (現任) 2021年 1 月 ㈱軽子坂パートナーズ入社執行役員 (現任) 2021年 1 月 ㈱SPACE WALKER顧問就任 2021年 5 月 長瀬税理士事務所開設 (現任) 2021年 5 月 税理士登録 2021年 6 月 当社監査役就任 (現任) 2021年 9 月 ㈱SPACE WALKER取締役CFO就任 2021年 9 月 ㈱Rise代表取締役就任 (現任) 2022年 7 月 ㈱SPACE WALKER顧問就任 (現任)	(注) 5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	永井 公成	1982年 8月 1日生	2010年12月 弁護士登録 2011年 1月 法律事務所オーセンス入所 2013年 1月 ㈱デジタルガレージへ出向 2015年 7月 城山タワー法律事務所入所 2017年 3月 バルミューダ㈱社外監査役就任 2017年 4月 桐蔭法科大学院客員教授就任 2018年 2月 法律事務所ネクソード開設 代表（現任） 2021年 6月 当社監査役就任（現任） 2022年 3月 バルミューダ㈱社外取締役（監査等委員）就任 （現任） 2022年 6月 ㈱フオーバル・リアルストレート社外取締役（監 査等委員）就任（現任）	（注）5	-
計					18,882,600

- （注）1．取締役田中宏隆は、社外取締役であります。
- 2．監査役長瀬大樹及び永井公成は、社外監査役であります。
- 3．2022年7月7日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4．2023年5月30日開催の第7回定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5．2022年7月7日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であり、各氏を独立役員として指定しております。

当社は、社外取締役には、独立した立場からの監督・助言機能を求め、社外監査役には、取締役の影響を受けず業務執行を客観的に監査することを求めています。なお、当社は、社外役員の選任について、当社からの独立性に関する基準または方針等を定めておりませんが、社外役員を選任する際には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保に係る実務上の留意事項の判断基準に準拠して独立性の確認をしております。

社外取締役田中宏隆氏は、上場会社の執行役員として当該企業の企業価値向上に尽力した経験、食品業界に関連する一般社団法人の理事としての専門的な知識・経験、上場会社の社外取締役としての経験等より、経営全般について独立した立場から適切に助言・提言いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役長瀬大樹氏は、公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役永井公成氏は、弁護士として法律に関する専門知識と豊富な業務経験に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

なお、社外取締役及び各社外監査役と当社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、決議事項に関する審議や決定に参加するほか、他の取締役の業務執行報告に関する監督等を行っております。また、監査役監査、内部監査及び会計監査と連携をとりながら、適宜、情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において、専門知識及び豊富な経験に基づき意見・提言を行っております。また、常勤監査役は、取締役や社内の様々な部門に対してヒアリングを行うことや、他の監査役からの報告をまとめ、適正な内部統制に関する指摘・指導を行っております。また、会計監査人及び内部監査担当者とは、定期的にミーティングを実施し、三者間の意見交換を行うこと等により、業務の適正性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名体制であり、監査役会で決議された監査計画に基づき、取締役会への出席に加えて、常勤監査役を中心としたその他重要会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び使用人の業務執行状況の調査等により監査を実施しております。

また、原則として月1回監査役会を開催し、監査役監査計画及び監査スケジュールの策定、監査内容及び監査結果等を共有しております。

なお、常勤監査役の小川英樹氏は、管理業務等の幅広い業務実績と豊富な職務経験を有しており、社外監査役の長瀬大樹氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な業務経験及び他社の企業経営に携わるなど幅広い知見を有しており、社外監査役の永井公成氏は、弁護士としての専門知識と豊富な業務経験及び法務の面で高い知見を有しております。

当事業年度における個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
鈴木 讓	14回	14回
長瀬 大樹	14回	14回
永井 公成	14回	14回

監査役会における主な検討事項として、法令又は定款の定めるところに従い、取締役の職務の執行状況を厳正にかつ公正に監査するとともに、経営計画の遂行状況及び内部統制の運用状況を重点監査しております。

常勤監査役の活動として、必要に応じ取締役及び各部門担当者との面談を実施して報告を受け意見交換を行うことなどにより社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、各監査役間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

また、監査役及び内部監査担当者並びに会計監査人との間で、監査結果報告を行い、三様監査として相互連携できる場を原則四半期ごとに設けております。その他、必要に応じて意見交換を行い、三者間での情報共有を適宜図ることで、監査機能の有効性・効率性を高めております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、各部門から独立した代表取締役の直属組織として内部監査部を設置しており、専任担当者を1名配置しております。内部監査部は各部門の業務に対し、内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役が主体的に関与しております。

また、監査役及び会計監査人とは定期的にミーティングを実施し、監査の内容の確認、改善状況の確認等について情報交換を行うことで効率的、効果的な監査を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 奥見 正浩

指定有限責任社員 西口 昌宏

c. 継続監査期間

3年間

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士4名 その他12名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定について、品質管理体制、独立性、法令遵守状況、専門性、職務遂行状況、報酬水準の妥当性等を総合的に検討し、判断することとしております。これらの観点から、当社監査役会においてEY新日本有限責任監査法人の品質管理体制、独立性・専門性を評価し、また、監査日数・監査期間及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、同法人が会計監査人として適任であると判断して選定を行っております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権行使に関する監査役への対応指針」並びに「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の独立性、品質管理の状況、職務遂行状況等の観点から、EY新日本有限責任監査法人に対する評価を行った結果、同法人による会計監査は適格であると判断しております。

監査報酬の内容

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,000	-	24,000	3,000

当社における非監査業務の内容は、EY新日本有限責任監査法人による株式上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の会社規模、特性に基づいた、監査公認会計士等の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討の上、監査役会の同意を得たうえで決定することとしております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠を確認のうえ審議した結果、当社の会計監査人に対する監査報酬等について適切と判断し、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会社法第399条第1項の同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議により「取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」（以下「同方針」という。）を定めております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に整合していることを確認することにより、取締役の個人別の報酬等の内容が同方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬は固定報酬を基本としており、同方針において、取締役の固定報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、経営環境、各取締役の職位・職責・経営能力・功績等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき各取締役の固定報酬の額につき委任を受けた代表取締役橋本舜が、同方針に基づき、報酬水準・報酬額の妥当性及び決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役と協議した上で、適正な報酬額を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためとなります。

なお、取締役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。同決議時の当該定めに係る取締役は4名となっております。

当社の監査役の報酬は固定報酬を基本としており、監査役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議にて決定しております。

なお、監査役の報酬限度額は、2022年5月31日開催の第6回定時株主総会において年額50百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名となっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	40,750	40,750	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く)	11,874	11,874	-	-	-	1
社外役員	8,400	8,400	-	-	-	3

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年3月1日から2023年2月28日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナー等へ参加することにより、社内における専門知識の蓄積に努めております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	837,005	2,296,608
売掛金	342,100	561,749
商品	121,752	122,933
原材料及び貯蔵品	67,265	91,043
未収入金	58,519	96,273
前払費用	50,930	58,667
その他	58,746	66,040
流動資産合計	1,536,319	3,293,315
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,957	69,232
減価償却累計額	113	11,529
建物(純額)	7,844	57,703
機械及び装置	3,750	10,254
減価償却累計額	156	1,752
機械及び装置(純額)	3,593	8,501
工具、器具及び備品	4,336	17,558
減価償却累計額	2,415	4,630
工具、器具及び備品(純額)	1,920	12,928
有形固定資産合計	13,358	79,134
無形固定資産		
商標権	197	177
特許権	-	1,093
無形固定資産合計	197	1,270
投資その他の資産		
長期前払費用	3,049	3,085
差入保証金	35,836	232,972
投資その他の資産合計	38,886	236,057
固定資産合計	52,441	316,462
資産合計	1,588,760	3,609,777

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	292,625	456,882
短期借入金	30,000	500,000
1年内返済予定の長期借入金	-	30,000
未払金	479,204	557,780
未払費用	91,676	137,505
未払法人税等	2,086	22,040
預り金	11,470	37,109
賞与引当金	5,000	-
ポイント引当金	355	11,957
契約負債	-	192,856
その他	3,308	1,000
流動負債合計	915,726	1,947,131
固定負債		
長期借入金	30,000	-
資産除去債務	-	23,822
固定負債合計	30,000	23,822
負債合計	945,726	1,970,954
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	1,102,100
資本剰余金		
資本準備金	510,705	1,512,806
その他資本剰余金	527,605	527,605
資本剰余金合計	1,038,311	2,040,412
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	468,092	1,476,505
利益剰余金合計	468,092	1,476,505
自己株式	27,567	27,567
株主資本合計	642,651	1,638,439
新株予約権	382	382
純資産合計	643,034	1,638,822
負債純資産合計	1,588,760	3,609,777

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月 28日)	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)
売上高	5,545,758	1 9,857,651
売上原価	2,272,104	4,591,558
売上総利益	3,273,654	5,266,093
販売費及び一般管理費	2, 3 3,727,867	2, 3 6,237,079
営業損失()	454,212	970,985
営業外収益		
受取利息	4	16
補助金収入	158	-
受取補填金	336	19,571
その他	134	255
営業外収益合計	633	19,843
営業外費用		
支払利息	1,830	6,487
株式交付費	5,313	16,277
支払保証料	-	3,159
上場関連費用	-	17,337
その他	262	833
営業外費用合計	7,405	44,095
経常損失()	460,985	995,237
特別損失		
固定資産除却損	-	4 7,489
特別損失合計	-	7,489
税引前当期純損失()	460,985	1,002,726
法人税、住民税及び事業税	2,086	5,687
法人税等合計	2,086	5,687
当期純損失()	463,071	1,008,413

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日)		当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
期首棚卸高		34,396	1.5	121,752	2.7
当期仕入高		2,348,440	103.4	4,598,429	100.2
他勘定振替高		11,018	0.5	24,938	0.5
期末棚卸高		121,752	5.4	122,933	2.7
商品売上原価		2,250,066	99.0	4,572,309	99.6
商品廃棄損		22,037	1.0	19,248	0.4
当期売上原価		2,272,104	100.0	4,591,558	100.0

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年 3月 1日 至 2022年 2月28日)	当事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)
見本品費(千円)	10,995	24,938
貯蔵品(千円)	23	-

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	486,350	392,350	878,700	845,486	845,486	-	133,213	
当期変動額									
新株の発行	500,038	500,038		500,038				1,000,077	
資本金から剰余金への振替	500,038		500,038	500,038				-	
準備金から剰余金への振替		27,567	27,567	-				-	
欠損填補		448,115	392,350	840,465	840,465	840,465		-	
当期純損失（ ）					463,071	463,071		463,071	
自己株式の取得							27,567	27,567	
新株予約権の発行									
当期変動額合計	-	24,355	135,255	159,611	377,394	377,394	27,567	509,438	
当期末残高	100,000	510,705	527,605	1,038,311	468,092	468,092	27,567	642,651	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	67	133,281
当期変動額		
新株の発行		1,000,077
資本金から剰余金への振替		-
準備金から剰余金への振替		-
欠損填補		-
当期純損失（ ）		463,071
自己株式の取得		27,567
新株予約権の発行	315	315
当期変動額合計	315	509,753
当期末残高	382	643,034

当事業年度（自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	510,705	527,605	1,038,311	468,092	468,092	27,567	642,651
当期変動額								
新株の発行	1,002,100	1,002,100		1,002,100				2,004,201
当期純損失（ ）					1,008,413	1,008,413		1,008,413
当期変動額合計	1,002,100	1,002,100	-	1,002,100	1,008,413	1,008,413	-	995,787
当期末残高	1,102,100	1,512,806	527,605	2,040,412	1,476,505	1,476,505	27,567	1,638,439

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	382	643,034
当期変動額		
新株の発行		2,004,201
当期純損失（ ）		1,008,413
当期変動額合計	-	995,787
当期末残高	382	1,638,822

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	460,985	1,002,726
減価償却費	1,913	16,842
賞与引当金の増減額(は減少)	4,750	5,000
ポイント引当金の増減額(は減少)	227	11,601
受取利息	4	16
支払利息	1,830	6,487
株式交付費	5,313	16,277
固定資産除却損	-	7,489
売上債権の増減額(は増加)	234,602	219,649
棚卸資産の増減額(は増加)	143,146	24,959
仕入債務の増減額(は減少)	177,727	164,257
未払金の増減額(は減少)	309,070	80,539
未払費用の増減額(は減少)	75,255	45,829
契約負債の増減額(は減少)	-	192,856
その他	108,218	14,169
小計	370,869	724,339
利息の受取額	4	16
利息の支払額	1,903	6,507
法人税等の支払額	302	2,085
営業活動によるキャッシュ・フロー	373,071	732,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	11,359	67,060
無形固定資産の取得による支出	200	1,208
差入保証金の差入による支出	34,556	211,515
差入保証金の回収による収入	-	14,380
投資活動によるキャッシュ・フロー	46,117	265,404
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	-	470,000
長期借入金の返済による支出	1,092	-
株式の発行による収入	994,763	1,987,923
新株予約権の発行による収入	315	-
自己株式の取得による支出	27,567	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	966,419	2,457,923
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	547,231	1,459,603
現金及び現金同等物の期首残高	289,773	837,005
現金及び現金同等物の期末残高	837,005	2,296,608

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品・・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～15年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	4～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

商標権	10年
特許権	8年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上することとしております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績を基礎として当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発と販売を事業として営んでおり、顧客への商品の引渡し時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ただし、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2022年3月1日至 2023年2月28日)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	13,358	79,134
無形固定資産	197	1,270
長期前払費用	3,049	3,085
合計	16,604	83,489

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングし、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある資産または資産グループについて減損損失の認識の判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

当社は単一の事業を営んでおり、事業用資産については全社を一体としてグルーピングを行っております。

当社は、過年度より継続して営業損失を計上していることから、事業用資産について、減損の兆候が生じているものと判断しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産または資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会が承認した事業計画を基礎として算定しております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる自社ECの新規顧客獲得数及び定期継続率、他社ECの購入顧客数、及び卸販売の展開店舗数であります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

前項の主要な仮定については、今後の経済動向等の変動により、事後的な結果と乖離が生じることがあります。その場合、新たに減損の兆候に該当する資産または資産グループが生じることがあり、また、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は111,233千円減少し、販売費及び一般管理費は111,233千円減少しております。なお、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の期首残高への影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた35,836千円は「差入保証金」35,836千円として組替えております。

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表への影響はありません。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度66%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度34%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
荷造運賃	1,017,602千円	1,133,723千円
広告宣伝費	1,618,520	2,262,299
給料手当	211,124	752,505
ポイント引当金繰入額	227	11,601
賞与引当金繰入額	5,000	-

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
	66,192千円	296,702千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
建物	-千円	7,489千円
計	-千円	7,489千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	255,000	-	-	255,000
A種優先株式	46,000	-	-	46,000
B種優先株式	30,000	-	-	30,000
C種優先株式	79,000	-	-	79,000
D種優先株式	60,865	-	-	60,865
E種優先株式(注)1	-	10,601	-	10,601
合計	470,865	10,601	-	481,466
自己株式				
普通株式(注)2	-	13,580	-	13,580
合計	-	13,580	-	13,580

(注)1. E種優先株式の株式数の増加10,601株は第三者割当による新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加13,580株は、臨時株主総会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	382
	合計	-	-	-	-	-	382

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.2.	255,000	50,614,700	-	50,869,700
A種優先株式（注）3.	46,000	-	46,000	-
B種優先株式（注）3.	30,000	-	30,000	-
C種優先株式（注）3.	79,000	-	79,000	-
D種優先株式（注）3.	60,865	-	60,865	-
E種優先株式（注）3.	10,601	-	10,601	-
合計	481,466	50,614,700	226,466	50,869,700
自己株式				
普通株式（注）1.4.	13,580	1,344,420	-	1,358,000
合計	13,580	1,344,420	-	1,358,000

（注）1．当社は2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

- 普通株式の株式数の増加50,614,700株は、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式のすべてにつき、定款による取得条項に基づき2022年7月6日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付による増加226,466株、株式分割による増加47,665,134株、新規上場に伴う公募増資による新株の発行による増加2,723,100株であります。
- A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の株式数の減少226,466株は定款による取得条項に基づき2022年7月6日付で自己株式として取得し、同日付で消却したことによる減少であります。
- 普通株式の自己株式の株式数の増加1,344,420株は株式分割によるものであります。

2．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	382
	合計	-	-	-	-	-	382

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
現金及び預金勘定	837,005千円	2,296,608千円
現金及び現金同等物	837,005	2,296,608

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。借入金は主に運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金	30,000	30,000	0
負債計	30,000	30,000	0

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2023年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 差入保証金	232,972	232,943	28
資産計	232,972	232,943	28
(1) 1年内返済予定の長期借入金	30,000	29,900	99
負債計	30,000	29,900	99

(*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	837,005	-	-	-
売掛金	342,100	-	-	-
合計	1,179,105	-	-	-

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,296,608	-	-	-
売掛金	561,749	-	-	-
差入保証金	21,756	211,215	-	-
合計	2,880,114	211,215	-	-

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	-	30,000	-	-	-	-
合計	30,000	30,000	-	-	-	-

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	500,000	-	-	-	-	-
1年内返済予定の長期 借入金	30,000	-	-	-	-	-
合計	530,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2023年2月28日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2023年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	232,943	-	232,943
資産計	-	232,943	-	232,943
1年内返済予定の長期借入金	-	29,900	-	29,900
負債計	-	29,900	-	29,900

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率をもとに割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

1年内返済予定の長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
 該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名	当社従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式700,000株	普通株式400,000株
付与日	2018年11月30日	2019年11月5日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年11月30日 至 2028年11月30日	自 2021年11月5日 至 2029年11月5日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社顧問1名	当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式100,000株	普通株式1,750,000株
付与日	2019年11月6日	2020年4月9日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年11月6日 至 2029年11月6日	自 2022年4月9日 至 2030年3月27日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員9名	当社監査役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式582,600株	普通株式141,300株
付与日	2021年2月27日	2021年2月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年2月27日 至 2031年2月26日	自 2021年3月1日 至 2031年2月26日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名	当社従業員29名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式423,900株	普通株式1,059,000株
付与日	2021年5月31日	2022年1月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年5月31日 至 2031年5月28日	自 2024年1月18日 至 2032年1月17日

	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社監査役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式47,100株
付与日	2022年1月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2022年1月19日 至 2032年1月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	700,000	300,000	100,000	1,500,000	582,600
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	700,000	300,000	100,000	1,500,000	582,600
権利確定後 (株)					
前事業年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	141,300	423,900	1,059,000	47,100
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	141,300	423,900	1,059,000	47,100
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

(注) 2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	22	22	22	24	28
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権
権利行使価格 (円)	28	31	384	384
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

(注) 2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単価当たりの本源的価値の算定基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)、類似会社比較法及び取引事例法の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額	1,826,081千円
(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	428,383千円	677,799千円
減価償却超過額	604 "	410 "
一括償却資産償却超過額	1,146 "	2,833 "
賞与引当金	1,680 "	- "
未払金否認額	6,215 "	2,925 "
資産除去債務	- "	7,294 "
未払事業税	- "	5,007 "
ポイント引当金	119 "	3,661 "
その他	- "	10,573 "
繰延税金資産小計	438,148千円	710,506千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	428,383 "	677,799 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,765 "	27,481 "
評価性引当額小計(注)1	438,148 "	705,281 "
繰延税金資産合計	- 千円	5,225千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	- 千円	5,225千円
繰延税金負債合計	- 千円	5,225千円
繰延税金資産の純額	- 千円	- 千円

(注)1. 評価性引当額が267,132千円増加しております。主な増加の内容は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が249,415千円増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	-	-	2,390	425,993	428,383
評価性引当額	-	-	-	-	2,390	425,993	428,383
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	-	2,178	13,406	49,368	612,846	677,799
評価性引当額	-	-	2,178	13,406	49,368	612,846	677,799
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

倉庫の不動産賃貸借契約及び賃貸用不動産の定期借地契約に伴う原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を対象資産の耐用年数と見積り、割引率は 0.006%~0.12%を使用して資産除去債務の金額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
期首残高	-千円	-千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- "	23,821 "
時の経過による調整額	- "	1 "
資産除去債務の履行による減少額	- "	- "
その他の増減額(は減少)	- "	- "
期末残高	-千円	23,822千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、完全栄養食事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度(自2022年3月1日至2023年2月28日)

	自社EC (千円)	他社EC (千円)	卸販売 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
顧客との契約から生じる収益	6,306,479	1,283,917	2,256,423	10,830	9,857,651
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	6,306,479	1,283,917	2,256,423	10,830	9,857,651

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約により生じた債権(期首残高)	342,100 千円
顧客との契約により生じた債権(期末残高)	561,749
契約負債(期首残高)	-
契約負債(期末残高)	192,856

契約負債は主に、自社ECの会員からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格等

未充足の履行義務は当事業年度末日時点で192,856千円であります。期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021年3月1日至 2022年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客先への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年3月1日至 2023年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は完全栄養食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客先への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
伊藤忠商事株式会社	1,345,712 千円	完全栄養食事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり純資産額	54.59円	33.09円
1株当たり当期純損失()	18.56円	25.44円

- (注) 1. 当社は、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失()を算定しております。
2. 2023年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
3. 2022年2月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
当期純損失()(千円)	463,071	1,008,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	463,071	1,008,413
普通株式の期中平均株式数(株)	24,953,079	39,645,057
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権9種(新株予約権の数37,550個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権9種(新株予約権の数37,550個) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	643,034	1,638,822
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,960,940	382
(うち新株予約権)(千円)	(382)	(382)
(うちA種優先株式)(千円)	(98,900)	(-)
(うちB種優先株式)(千円)	(100,200)	(-)
(うちC種優先株式)(千円)	(373,670)	(-)
(うちD種優先株式)(千円)	(387,710)	(-)
(うちE種優先株式)(千円)	(1,000,077)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,317,905	1,638,439
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	24,142,000	49,511,700

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,957	69,232	7,957	69,232	11,529	11,884	57,703
機械及び装置	3,750	6,504	-	10,254	1,752	1,595	8,501
工具、器具及び備品	4,336	13,222	-	17,558	4,630	2,214	12,928
有形固定資産計	16,044	88,959	7,957	97,045	17,911	15,694	79,134
無形固定資産							
商標権	200	-	-	200	23	20	177
特許権	-	1,166	-	1,166	72	72	1,093
無形固定資産計	200	1,166	-	1,366	96	92	1,270
長期前払費用	3,795	1,152	220	4,727	1,641	1,054	3,085

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	開発オフィス設備等の取得	41,096千円
機械及び装置	自社倉庫機械の取得	4,614千円
工具、器具及び備品	開発機器の取得	9,266千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	500,000	1.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	30,000	0.4	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	30,000	-	-	-
合計	60,000	530,000	-	-

(注) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末残高によっております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	5,000	-	5,000	-	-
ポイント引当金	355	11,957	355	-	11,957

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	2,296,608
合計	2,296,608

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
伊藤忠商事株式会社	161,952
株式会社ナシオ	118,751
Amazon, Inc.	81,682
Stripe, Inc.	61,531
アマゾンジャパン合同会社	43,458
その他	94,373
合計	561,749

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
342,100	10,684,624	10,464,975	561,749	94.9	15.4

ハ．商品

品目	金額(千円)
商品	
BASE FOODシリーズ	122,933
合計	122,933

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
BASE FOODシリーズ	75,039
小計	75,039
貯蔵品	
包装資材	16,004
小計	16,004
合計	91,043

固定資産

イ．差入保証金

品目	金額(千円)
敷金	125,858
供託金	96,861
保証金	10,252
合計	232,972

流動負債
 イ．買掛金

相手先	金額(千円)
伊藤製パン株式会社	255,351
フジパン株式会社	104,636
株式会社オイシス	58,491
株式会社シルビア	13,156
八戸協和水産株式会社	9,306
その他	15,939
合計	456,882

ロ．未払金

相手先	金額(千円)
Side Kicks株式会社	97,567
ヤマト運輸株式会社	81,219
Google Japan G.K.	72,148
旭製粉株式会社	60,847
鳥越製粉株式会社	22,938
その他	223,058
合計	557,780

ハ．未払費用

相手先	金額(千円)
未払給与	74,249
伊藤忠商事株式会社	31,670
日本GLP株式会社	10,797
楽天グループ株式会社	7,309
株式会社CyberACE	7,045
その他	6,434
合計	137,505

二．契約負債

相手先	金額(千円)
ポイント制度に係る契約負債	192,856
合計	192,856

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	4,584,914	7,194,922	9,857,651
税引前四半期(当期)純損失 ()(千円)	-	376,743	822,927	1,002,726
四半期(当期)純損失() (千円)	-	382,039	831,491	1,008,413
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	-	12.31	22.83	25.44

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	-	5.66	9.50	3.57

(注) 1. 当社は、2022年11月15日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、2022年8月30日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純損失()を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL： https://basefood.co.jp/corporate
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2022年10月12日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2022年10月28日及び2022年11月7日関東財務局長に提出。

2022年10月12日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第7期第3四半期）（自2022年9月1日至2022年11月30日）2023年1月16日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2023年5月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

ベースフード株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベースフード株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベースフード株式会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2023年2月28日現在、貸借対照表上、有形固定資産を79,134千円、無形固定資産を1,270千円、長期前払費用を3,085千円計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されており、会社は単一の事業を営んでおり、事業用資産については全社を一体としてグルーピングを行っている。固定資産は、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判断する必要がある。減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は、減損損失として認識される。</p> <p>会社は、過年度より継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断したが、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していない。</p> <p>会社は、取締役会で承認された事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積もっている。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる自社ECの新規顧客獲得数及び定期継続率、他社ECの購入顧客数、卸販売の展開店舗数である。</p> <p>割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、会社の固定資産の減損認識の判定に使用する割引前将来キャッシュ・フローの検討にあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引前将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・割引前将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・経営者との協議により会社の事業計画の作成方法を理解した。 ・自社ECに関しては、重要な仮定である新規顧客獲得数及び定期継続率の達成可能性について経営者に質問を行うとともに、過去の趨勢について分析を実施し、外部機関によって算定されている将来の市場規模に関する情報と比較した。 ・他社ECに関しては、重要な仮定である購入顧客数の達成可能性について経営者に質問を行うとともに、過去の趨勢について分析を実施し、外部機関によって算定されている将来の市場規模に関する情報と比較した。 ・卸販売に関しては、重要な仮定である展開店舗数の達成可能性について経営者に質問を行い、展開店舗数拡大施策の内容を把握し、監査報告書日時点までの施策の進捗状況と比較するとともに、外部資料を参照し、小売店舗の国内における店舗総数と比較した。 ・過年度における事業計画と実績を比較して乖離要因を把握し、経営者による見積りの偏向の有無及び見積りの精度を評価した。 ・事業計画に一定の不確実性を織り込んだ場合の割引前将来キャッシュ・フローについて見積りを行い、固定資産の減損損失の認識の要否の判定に与える影響を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。